

# 平成30年3月定例教育委員会

日時 平成30年3月17日(土)

午前9時00分～

場所 教育委員室

○中島委員長

ただいまから、平成30年3月定例教育委員会を開催します。それでは、教育総務課長から日程説明をお願いします。

## 1 日程説明

○林教育総務課長

本日は、議案16件、報告事項17件、協議事項が1件ということで、計34件となっております。いつもより多くなっておりませんが、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

## 2 一般報告及び議案の概要説明

○中島委員長

教育長から一般報告をお願いします。

○山本教育長

それでは、一般報告ならびに議案の概要説明をさせていただきます。今まだ大詰めを迎えておりますが、2月22日から県議会が開催されております。質問戦は昨日で終了しており、別添でお配りしてはいますが、働き方改革ですとか、スポーツ指導者の確保、あるいは不登校・引きこもりの対策等について御質問いただいたところです。

2月25日には、とっとり弥生の王国のシンポジウムがあり参加させていただきました。今回は「デザイン」というテーマで、弥生時代のデザイン、モニュメントが現代にもつながっているというような視点で、関心を持ってもらうようなシンポジウムを開催したところです。

3月1日と3月12日には、県立学校の卒業式に、委員それぞれがご出席いただきありがとうございました。それぞれ感動的な卒業式だったようでございます。

それから、3月15日に、県立学校の校長会を開催しております。これは人事異動の内示で集まってもらいましたが、その異動に関連して、この度、酒気帯びの事故ですとかいろいろありましたので、コンプライアンスの徹底について、あるいは風通しの良い職場づくり、いろんな悩みごとが管理職の耳にも入ってくるような、そんな職場づくりですとか、異動の時期ですので引き継ぎをきちんと行っていただくような、そうしたことについても徹底をお願いしたいと指示をしたところです。

それでは、本日の議案です。たくさん出してありますが、議案第1号から第4号については、事務部局あるいは県立学校、市町村立学校の校長などに関する今年度末の人事異動についてお諮りするものです。議案第5号、公立学校教職員の懲戒処分については、教職員に非違行為がありましたので、その件についてお諮りするものです。議案第6号、平成30年度鳥取県教科用図書選定審議会委員の任命については、この度新たに審議会の委員について任命を行おうとするものです。議案第7号、平成30年度アクションプランについては、県の

教育振興計画に基づき、平成30年度に県教育委員会等が実施する施策、事業について体系的に整理をして、これをPDCAサイクルで回しながら、取組みを進めていくために策定するものです。また、議会開催中ですので、議決をもって効力を発するという形でお願いしたいと思います。

議案第8号から第16号については、新年度から様々な組織体制が改まること等に伴い、関連規則の改正等を行おうとするものです。例えば、本県で新たに新教育長の制度が始まることに伴うものですか、附属機関条例が整理統合されて見直しされることに伴うものですか、知事部局に総合事務センターというものが新設されて、県教育委員会に関する給与事務などもそこに集約されるということに伴うもの、あるいは社会教育施設に指定管理者制度が今後導入されることに伴うもの等です。よろしくご審議の程、お願いいたします。

### 3 議 事

#### ○中島委員長

では、議題に入ります。本日の署名委員は坂本委員と佐伯委員にお願いします。

本日の議案及び報告事項のうち、議案第1号から第6号と、報告事項アからウまでは、人事に関する案件ですので、非公開で行うこととしたいのですが、よろしいでしょうか。

(委員より賛同の声)

それでは、非公開として取り扱うことについて決定します。関係課長以外は席をはずしていただくようお願いします。

#### (1) 議 案

##### 【非公開】

- 議案第1号 教育委員会事務部局人事課長級以上について
- 議案第2号 市町村学校組合立学校長人事について
- 議案第3号 県立学校長人事について
- 議案第4号 県立学校事務長課長相当職人事について
- 議案第5号 公立学校教職員の懲戒処分について
- 議案第6号 平成30年度鳥取県教科用図書選定審議会委員の任命について
- 報告事項ア 教育委員会事務部局人事について
- 報告事項イ 市町村学校組合立学校教職員人事について
- 報告事項ウ 県立学校教職員人事について

##### 【ここから公開】

- 議案第7号 平成30年度アクションプランについて

#### ○島田教育総務課参事

鳥取県教育振興基本計画は平成26年度から平成30年度までの計画ですが、毎年度別冊として、アクションプランを作成しているところです。平成30年度は最終年度となっており、最終年度にかかるアクションプランの案を作成したところです。現在各事業に関する予算案が議会に提案中でして、この県議会における平成30年度当初予算の成立をもって、このアクションプランの効力を生じることとしています。

裏面に教育振興基本計画の概要図のようなものがありますけれども、教育振興基本計画はこのような体系をとっており、基本理念のもとに四つの「力と姿勢」とそれを支えるための五つの目標と、その目標ごとに18の施策というものを定めています。この各施策ごとに今後取り組んでいる事業についてまとめたものがアクションプランという構成になっているところ です。

アクションプランについては、6頁以下の表に書いているのが、その内容となっております。先程申し上げた目標とカッコ書きの施策ごとにそれぞれ取り組んでいる事業について記載しているという構成をとっており、この中の○の付いたところを重点として平成30年度取り組んでいこうとしているところです。たくさん事業がありますので、一つ一つ説明はできませんけれども、1頁から重点事業が一覧になっていますので、こちらにて簡単に説明したいと思います。

目標1：社会全体で学び続ける環境づくりについては、例えば、「地域に応じた学力向上推進事業」ということで、全国学力・学習状況テストに基づいて判明した東・中・西部の各地域の課題について、それぞれ取り組んでいく、という事業について重点として取り組んでいこうとしているものです。それから、美術館関係の事業について、これも重点として取り組んでいこうというところで盛り込んでいるところです。

目標2ですが、「普通科高校インターンシップ・コーディネート事業」ということで、普通科高校についても、インターンシップに取り組んでいこうということです。「基礎学力の確実な定着とさらなる伸長」については、来年度から小学校英語の教科化先行実施移行措置があります。「小学校英語パワーアップ事業」について重点としています。それから特別支援教育関係については、「医療的ケアの必要な児童生徒の放課後子ども教室事業」ということで、鳥取養護学校において来年度実施するものについて重点としています。また、あいサポート条例の制定を受けて、スポーツや文化を通じた共生社会の実現を目指すような事業について3つ、こういったものについても重点事業としているところです。

また「星空保全条例」の制定を受け、鳥取県の美しい星空環境を生かして大山青年の家・船上山少年自然の家などにおいて体験活動を推進していく事業について重点としているところです。「豊かな人間性社会を育くむ教育の推進」については、道徳教育推進事業ですとか、いじめ防止対策推進事業、不登校対策事業などがあります。また「健やかな心と体づくりの推進」については、例えば運動部活動推進事業ですとか、子どもの体力向上プロジェクト事業などこういったものについて重点として取り組んでいこうとするものです。

目標3が「学校を支える教育環境の充実」です。「教職員の多忙解消」については、学校における働き方改革推進事業ということで、スクールサポートスタッフの配置事業、それから部活動指導員配置事業などについて重点的に取り組んでいこうとするものです。また、特に支援が必要な家庭への支援、子どもの貧困対策、学習支援にかかる地域未来塾の推進事業ですとか、図書館を活用したサポートの必要な家庭応援事業について取り組んでいこうとするものです。

続いて「目標4 生涯にわたっての運動、スポーツに親しむ環境づくり」については、「子どもの体力向上プロジェクト事業」ですとか、あるいは東京オリンピック・パラリンピックに向けて競技向上に取り組んでいこうとするものです。

目標5ですが、文化・芸術関係、文化伝統の継承、創造関係については、総合芸術文化祭の開催事業、あるいは県内の文化財の魅力などについて再発見したり、また活用につなげる

ようなふるさどにおける鳥取の文化遺産活用推進事業などについて重点としているところです。

冒頭に申し上げましたけれども、来年度は教育振興基本計画の最終年度となっており、総仕上げということで、アクションプランに掲げた事業について、着実に実施してまいりたいと考えているところです。ご審議の程よろしくお願いいたします。

#### ○中島委員長

基本的には問題は無いとは思いますが、いかがでしょうか。

この前、たまたま県議会に出席した時に感じたんですが、澤議員の質問の件ですが、タブレットの活用の部分で、ICT教育が入ってきた当初というのは、タブレットを使うことが先進的なプレゼンテーションのツールになるとか、映像を使った何か面白いことをやるとか、今まで無かったことをやるための道具としてのICTという位置づけが結構強かったかなあと思いますが、実際、学校現場での活用を見ていると、意外とドリル的なこと、基礎学力をもう1回個別に付けさせるみたいなときに進度に合わせてタブレットを使っていくことで、それぞれに学び直しができるみたいな、そういう役割というのが実は結構現場としては大きいのかなという感じがしています。そうすると今、実際、学校の中で、とくに比較的学力的に課題を抱えているかなという高校の中で、どういうふうにタブレットが活かされているのかというのは、少し、気になっているんですが。

#### ○山本教育長

学校によりけりですけれども、一番進んでいるのは、鳥取湖陵高の情報科で、ここは一人一台持っていますので、そうしたところで個に応じたソフトを入れてまして、今それがちょっと他の学校でも話題になっており、一人一台あればこういうことができるということが、ちょっと注目を浴びつつあります。今、高校生のほとんどはスマートフォンを持っているんですね。自分で、それを使って、なんかうまくできないかなあというようなところも研究が進んできているというのが一つの流れです。もう一つは、学校として取り組んでいるのが、智頭農林高などが今試行錯誤ですが、随分前から入っていて、いろいろなソフトを入れて試すんですが、なかなか自分たちが思う問題が入れられなかったり、いろいろな問題があってもまだ確立はされていないんですけども、そうした使い方というのを県内でも随分と取り組みが進んできています。そうした良い事例を広めていくというのが大事かなと思ってますし、活用しないと、今学校で40台とかというタブレットの台数なんですけれども、個に応じたものを進めようとするともう40台というのは、たぶん足りないという状況になってきます。ただ、今より台数を増やそうすると、今のものがしっかり活用されていて足りないという説明をしないと次がなかなか入ってこないんで、そこをちょっと上手に進めていく必要があるかなと。アプリケーションなんかを上手に使うということをやると、40台じゃ足りません、という世界をつくっていくイメージです。

#### ○鱸委員

今のタブレットの話ですけれども、今日のニュースで、広島県の養護学校、いわゆる聴覚情報の整理ができない子、学習障がいですけれども、他の能力は高いような受け応えをしていました。実際は、耳が悪いから表現された言葉が、例えば「水平線」という言葉が「ついへいせん」とかいうふうに聞こえるわけですよ。そういう理解だから、一定した理解が捉えら

れないんだけど、その人は視覚に関しては十分理解ができるので、普通の小学校か中学校かの普通の学校で、その子にタブレットを渡して、黒板に書いているものを写さないわけですよ。それを写真に撮って、その子のためのおそらく教科書やアプリケーションがあるんでしょう。その子が教科書に沿って考えるときに、何かの写真を別に貼りつけたりして、一つの課題をこなすというようなところがあって、すごいなと思ったんですけど。いわゆる、特別支援教育という広い範囲で、やっぱりタブレットはすごい威力を出す、と。更に良かったのは、その子は中学校でそういう配慮したら、高校入試のときにも配慮するんだと。その子に別室で試験受けさせるとかいうことで、その子はすごく自己肯定感ができていて「自分は頑張ると、人のためにできるんです」という自信を持って、そういう関わりというのは普通の中学校とか高校で、ぜひ個別性のタブレット使用ということを同級生がみんな認めるような学級というか、基本的にはそれが必要なんだろうけれども。「あいつは、タブレット使ってずるいわ」というような、そういう感覚ではまずいでね。そういうところも、ちゃんとニュースでは配慮してましたね。

#### ○佐伯委員

小学校の子どもでも、ある一部の子だけ使っていましたね。県外でしたけど、でもやっぱり読み書きに困難がある子は使っていましたね。

#### ○鱸委員

その辺はやっぱり、LD 等も一緒になって、タブレット利用を活用して欲しいです。それは全体じゃなくて、いろんな使い方があるので、一応重要な個別使用というところの導入をぜひ考えてほしいと思います。

#### ○山本教育長

特別支援学校にはタブレットはあります。

#### ○田中理事監兼博物館長

特別支援学校は、個に応じた教材を使って、やはり ICT というのは非常に優れてますので、そういうものを使って授業はしていますし。

#### ○鱸委員

特別支援学校というところは、比較的全体的なマクロの見方で導入ができるんですけど、普通の中学校での運用といたら、どうしてもその辺りで公平性とか平等という問題が生じてきます。いわゆる「合理的配慮でしょ？」という時代になってくれば、当然タブレットを持っているのは合理的配慮ですね、その人にとって。というところでちょっと視点を変える必要があると言えますね。

#### ○中島委員長

そこは、やはり担任の先生の理解ですよ、やはり。

#### ○音田小中学校課長

一つ関連するんですけども、先月、議員さんからちょっと情報提供がありまして。岡山大学でビッグデータの解析を研究されている方が、特に小学校の漢字については、もう、どういう読み書きの状態であってというのが、通常学級で何度か繰り返して漢字のテストをす  
る中で、AIがこの子にはここまでの漢字は身につけていて、これぐらいの量を適正な期間  
のうちに何度か練習をすれば、しっかり身につけてくるというのを個別に解析して、個別に  
担任に返されるというようなところまで進んでいるという情報提供がありました。今は、小  
学校の漢字しかそれがありませんが、ドリル的なものはタブレットを使いながら、この研究  
では何度も繰り返しデータを送る中で、その子に最適化のスケジュールを全部示してくれて  
いるというような研究が進められて、実際に幾つかの自治体でも丸ごと学校に、そういうこ  
とをやっているような取り組みも出ています。それから、平成31年度から使われる教科書  
は普通の教科書と同時に、デジタル教科書対応になるという情報も入ってきてまして、も  
しタブレットが一人一台というような実践をしているところでは、紙の教科書は使わずにデ  
ジタルの教科書で学習効果を高めるというような研究も進んでいくのかなあと思っている  
ところです。

○中島委員長

今おっしゃったドリル的にというのは結局そうだと思います。この子はこういう問題が苦  
手だから、できる問題は出さずに、できない問題のバリエーションを出して行って、例え  
ば通分ができなければ、通分ばかり出すみたいな感じにしていくということですよ。そ  
れはやっぱり非常に理に叶っていることですね。ただ、ハードウェアの数の問題が一つあ  
るんですね。BYODでしたか、自分のパソコンを持ってくるというような対応。

○佐伯委員

スクールミーティングで行った鳥取湖陵高校では、学校にあるけれども、1・2年生は個  
人持ちだったような。

○山本教育長

そうです。

○中島委員長

青谷高は、個人持ちにしてないから、ちょっとあんまり使い切れてないのが正直あるのと、  
いろんな生徒が使うから先生のけっこう管理が大変なんだと。データも消さなきゃいけない  
のがあるし、残しておかなきゃならないものもあるし、みたいな感じでその辺が現場的にど  
のぐらい重荷になっているのか、そうでもないのかというところは、ちょっと私も見えてな  
いところがあります。ICTのことは、どうしても注目されるし、一つポイントかなと思って  
申しあげました。

それでは、よろしいでしょうか。

(委員より賛同の声。)

では、議案7号についても、原案どおり決定といたします。

議案第 8 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係教育委員会規則の整備に関する規則について

議案第 9 号 鳥取県教育委員会教育長の職務代行者による事務の委任に関する規程について

議案第 10 号 教育委員会事務局局職員の任免発令規程の一部改正について

議案第 11 号 鳥取県教育委員会事務局等組織規則等の一部を改正する規則について

議案第 12 号 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

議案第 13 号 鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について

#### ○林教育総務課長

議案第 8 号から第 13 号については、教育総務課の所管としていますし、内容がそれぞれ絡みますので、まとめて説明させていただきます。

まず、議案第 8 号ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係教育委員会規則の改正ということで、7 本の教育委員会規則の改正を一括して行うものとなります。内容は、新教育長体制の制度がこの 4 月 1 日から動き出すことに伴うもので、今委員長が代表者ですので、教育委員会の開催についての告示とか会議の召集とか、すべて委員長が行うということになっていますが、今後は教育長が行うということになりますので、その実施者について委員長から教育長に代えるという部分が、主な部分です。告示の部分、また会議の規則も変えています。会議の召集については、現在は告示を行うことで臨時や定例の教育委員会を開催していますが、今後はインターネットを使って、開催場所、日時を明示することで、会議の召集をするというように変更しています。

第 3 条の事務局組織規則の改正については、教育長が特別職になりましたので、事務局の一般職の職名としての教育長を削除させていただきました。

第 4 条の教育委員会の傍聴規則についても、委員長を教育長に改めるということです。第 5 条の教育長に対する委任規則についてですが、今までは教育長の任命は教育委員会が互選でしておりましたが、今後任命するのは知事になりますので、教育長の任命という部分を削除するという改正を行っています。

最後、日本国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則ですが、ここは一般職で任用ができない者を決めている規則ですが、教育長は特別職になるということで、ここも削除。また、給与の支給に関しても、教育委員会ではなく、知事が決めることとなりますので、その規則も廃止ということで、一括して改正しています。

次の第 9 号議案 教育長の職務代行者による事務の委任に関する規程です。現在も同じような規程はありますが、教育長そのものの位置づけが大きく変わりますので、現行のものを廃止して新たに設けるという形にしています。現行は、教育長に何かあった場合にはその事務を教育次長又は次長に委任することとなっていますが、新制度の下では、教育長の職務代行そのものは、教育長が教育委員の中から指名した職務代行者の方に業務をしていただかないといけないこととなります。ただ、職務代行者の方々も非常勤の教育委員で、常勤で常に業務をしていただくということがなかなか難しい場合もありますので、一応、選ばれた教育長職務代行の委員の方から重要でないところの業務の一部を教育委員会事務局の職員へ委任することができるということを事前に定めておけば、事務的な業務にも支障が出ないということで、規程を新設させていただくものです。内容については、職務代行者から委任をする

ことができるということですし、委任する相手としても、新制度での次長及び教育次長にということで第一順位、第二順位で委任できる順位も事前に決めているものです。

議案第10号 教育委員会事務局局職員の任免発令規程です。教育委員会事務局の一般職の職員に対して発令する文面や様式を事前に定めておりますが、これについても、教育長自身が特別職となり、教育委員会が任命することもなくなりますので、教育長に関する表現について、削除する改正を提案しています。

そして、議案第11号、鳥取県教育委員会事務局等組織規則等の一部を改正する規則ですが、教育長が特別職になることに伴い、事務局の組織や、職員の位置づけを少し変更させていただくことに伴う改正となります。事務局の次長を、今後は一般職事務職員の中の事務局長的な位置づけに組織として変えさせていただきたいということで、今は教育次長がトップになっている記載順ですが、次長を第一順位に変え、順番を変更させていただくこととした件、それから、今回知事部局も合わせて附属機関そのものの整理・統廃合があり、それに伴い、2つあるいは3つある委員会を一本の委員会にするなど、附属機関の数を少し整理するというので条例としても提案されていますので、それに伴う事務体制の庶務担当課等を変更する規則ということで、一括して表記させていただいています。

続いて議案第12号 教育委員会事務処理権限規則の一部改正です。教育委員会事務局職員の責任者として次長を一般職員の中の事務局長的な位置づけとして整理させていただくことに伴う改正です。教育長の代決等の権限の第一順位者として次長を、その次は主務課長なり教育次長等が行うということ、また、新たに専決ができる業務の内容の中に次長を加えています。具体的な業務内容の部分としては、いわゆる事務的なものや会計的なものなど、知事部局でも部長に専決権限が下りているようなものは、基本的に次長で専決ができるように変えています。一方で、教育長は、より重要な事項、教育委員会に付議する案件等、方針を諮っていくようなものについて、より深く対応いただくという形として、次長と教育長とで業務の専決の内容を少し仕分けさせていただくこととしています。

最後に第13号です。鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正ということで、これは先程、附属機関の整理統合に伴う庶務担当課改正に伴う組織規則改正の中にもありましたが、全庁的に附属機関の同種のを整理統合していくような流れがあることに関係するものです。現在、結核・一般病の健康管理審査会と精神病の健康管理審査会というのが独立の審査会として位置づけられていますが、全体の健康管理審査会ということで一本の審査会にするという改正です。ただ、やはり審査内容は実質的に異なりますので、審査会の名称としては一本になりますが、実際は分科会という形で対応しようとしています。審査内容が一般病と精神病とはお医者さんの中でも担当分野が大きく分かりますので、結果としては、実際的には現行の体制のやり方で対応することになると考えています。一応そのような組織の在り方を仕分けるように規程を変えたいということで、今回は条例改正が絡んでおりますので、条例の可決に合わせて改正を行うということで、公布日または4月1日の施行ということで、改正を行わせていただくものです。以上です。

## ○鱸委員

一つ質問があります。例えば、特別支援教育推進委員会としてまとめた場合、このまとめた委員会の運用の仕方というのは、具体的にはどうなるんですか。委員の構成とか。それこそ個別の分科会みたいですね。

○林教育総務課長

そうですね。特別支援の場合も、就学支援委員会と医療的ケアとかいうのは必ずしも一緒にはできませんので、結果的には分科会方式になると思います。

○鱸委員

そうすると、委員は？

○林教育総務課長

委員は、基本的に全体で委員を指定して、各分科会の委員に分ける形、それ以外に、技能検定委員会など附属機関と言えないものもありますので、分科会にするものと、附属機関から切り離すものがあります。高等学校課の部分も、弁論大会の審査委員会みたいなのも附属機関として位置づけられていますが、これはもう個別の案件で対応するものですから附属機関ではないだろうということで、少し削除しているようなものもいくつかはあります。鱸委員がおっしゃっている件については、就学指導委員会と医療的ケア関係と委員会としてはトータルとして委員の任命はしますが、会としては分科会でそれぞれのいわゆる専門的な知見のある者を委員として分けて行うという感じで変わるということになると思います。

○山本教育長

おそらく任用の事情もあると考えられます。附属機関委員同士は兼務ができないルールになっていますが、専門領域になればなるほど人材が限られてきています。

○鱸委員

ああ、なるほど。

○林教育総務課長

一人の方が2つまたは3つの委員会まで任命できないということがあり、逆にこうやって整理統合していただくと、どっちの委員会に出ても一つの任命になるということがあって、特に該当者が少ない分野では結果的に同じ方に三つの委員会を頼めるようになるというメリットが若干あり、知事部局側のそういう流れに教育委員会としても方針を同じくするということになります。

○中島委員長

それでは、議案第8号、9号、10号、11号、12号、13号まで一括して、原案どおり決定ということでよろしいですね。

(委員より賛同の声。)

では、決定いたします。続いて議案第14号をお願いします。

議案第14号 鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について

○足羽参事監兼教育人材開発課長

鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正です。この規則は簡単に言いますと、本来ならば県が決裁をするものを、その業務の性質上、市町村に委任するという、そういう業務の範囲を定める規則、これを改正するものです。その理由ですが、新給与システムが全県で導入され、新年度から総合事務センターが新たに知事部局に設置され、給与ですとか手当関係の処理を一括して行うことになりました。学校現場の先生方の給与や通勤手当、住居手当、そういう諸々の手当は現場の校長が決裁をすることにしていますが、総合事務センターが設置されることに伴い、県で一括して対応することにしよう。そういった本来の状態に戻していこうとするための規則改正でして、現在は今申しましたような諸々の手当認定を市町村側に委任をしている状態ですので、それを総合事務センターができることによって県が一括してやりましょう。学校が取り次いだりする事務は引き続きですが、校長の業務が簡素化されるというような規則改正です。

○中島委員長

仕事の流れが大きく変わることに伴う規則改正ということですね。

これもよろしいでしょうか。

(委員から賛同の声。)

では、原案のとおり決定とします。続いて議案第15号をお願いします。

議案第15号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則について

○音田小中学校課長

議案第15号、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則ですが、この4月1日より鳥取市に義務教育学校が設置されることにより、関係する条例及び規則にある文言の一部を改正するものです。学校種の中に義務教育学校を新たに加える、また、義務教育学校も小学校・中学校に応じて前期課程、後期課程などがありますので、その部分について新たに表現を加えるというものです。4つの規則改正があり、第1条は鳥取県育英奨学資金貸与規則、第2条は鳥取県教育委員会事務局等組織規則、第3条は鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程就学奨励金貸与規則、そして、第4条は鳥取県立特別支援学校学則です。これらの規則に義務教育学校並びに前期課程、後期課程等の言葉を入れております。説明は以上です。

○中島委員長

これも機械的にそのようにされたということですね。皆様よろしいでしょうか。

(委員賛同の声。)

では、議案第15号について、原案のとおり決定といたします。

続いて議案第16号をお願いします。

議案第16号 鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則の一部改正について

○片山文化財課長

鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則の一部改正です。むきばんだ史跡公園については、平成31年度から部分的に指定管理とし、維持管理業務について指定管理ということで、今の県議会に条例改正を提案しているところです。その条例の制定に伴い、規則の方も条例に合うように条文整理するものです。

まず、所掌事務の規定が規則から削除されます。改正前の条例では、所掌事務については、詳細を規則でという構成にしていたのですが、このたび指定管理を導入するに当たって、どこまでを指定管理者に出し、どこまでを県がやるということを条例で定める必要がありますので、所掌事務の規定を条例に定める影響があり規則からは省かせていただくというものです。規則第3条については、次長を置くための規定だったんですけれども、このたび指定管理に出すということになりますと、現在、主に次長が担っている維持管理的業務の部分が無くなりますので、この第3条を削除するということです。

それから第8条、許可の取消が削除されますが、許可の内容自体は条例の方で定めていて、取消のところは規則に定まっていたということでして、これは整合を図るため、すべて条例の方で定めることにしましたので、規則の方から削除することになっています。

また、第11条第1項の所長への委任規定になりますが、これも条例の方で定めるようにしましたので、規則からは削除します。

以下、各種様式等の文言整理となります。附則ですが、条例改正のタイミングに合わせて、平成31年4月1日からの施行としており、規則改正もこのタイミングで行い、実際の指定管理の入る平成31年4月1日からの施行として定めようとするものです。さらに附則にあります、日本国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則についても、条例の改正に伴い、根拠条文が変わりますので、それを整理するものです。以上です。

○若原委員

たくさん規則がありますが、紙で印刷された例規集などで管理されているんですか。

○林教育総務課長

紙の例規集もありますが、インターネットでも県の例規集ということで公開されています。

○若原委員

たくさんありますが、改正のたびに差し替えなどを行うのですか。

○林教育総務課長

最終的には中身をどんどん差し替えますが、1年に一回まとめて行われますので、実際は間に合っていないです。教育委員会以外の部局も含めて人事関係や会計関係などいくつかのジャンルごとに加除式の例規集がありますが、実際はインターネット版の例規集を重宝するといった感じです。

○中島委員長

これについてもよろしいでしょうか。

(委員から賛同の声。)

では、議案16号にいても、原案どおり決定といたします。

議案は終了しましたので、次に報告事項に移ります。ウまで終わって、エは欠番ですので、オからキについてお願いします。

## 2 報告事項

### 報告事項オ 平成30年度全国学力・学習状況調査の実施について

#### ○音田小中学校課長

平成30年度全国学力・学習状況調査の実施についてです。調査の実施日は、平成30年4月17日火曜日、例年4月の第3火曜日ということで、今年は17日ということです。小学校6年生、中学校3年生、原則として全児童生徒が実施の予定で、鳥取県では6年生が4900人、中学校3年生5000人、合計9900名が受験予定です。調査としては、30年度は国語、算数・数学、及び理科。知識に関するA問題と、活用に関するB問題、そして生活習慣や学習環境等に関する質問肢調査も例年どおり行われます。それから今年度は、平成31年度には理科に代わって国語、算数・数学、英語（中学校のみ）の調査が行われる初めての年になりますので、全国調査とずらして5月に全国で136校を対象に予備調査という形で、英語の4領域に関する調査が行われます。これについては鳥取県でも2校調査を行う予定ですが、また実際の学校については最終調整中ということで、報告できる段階になりましたら改めて報告させていただきます。この点が例年と異なる部分となります。また、平成31年度は、曜日が変更になるかもしれないという情報も入っています。

2頁以降は、少し具体的な調査に関する資料、時間配分ですとか、内容ですとか、活用状況について記載しています。資料3が英語の予備調査に関する国からの通知です。特に話すことという部分に時間がかかりますので、コンピューターに生徒がしゃべったものを吹き込んで、一クラス当たり15分、それを1時間単位の中に15分×3セットなので、3クラスまでは1時間でできるというような設定で、後はその他の書くことや読むこととか、そういうことは1時間単位で実施するというので、準備が進められているところです。

最後に平成29年度の全国学力・学習状況調査を活用した学力向上に対する取組みをまとめています。主なものとしては、研修会の開催はもちろんのこと、そもそもの学習規律・家庭学習そういった学力向上を支える基盤づくり等のリーフレットも今年度作成し、学校等に配布したところです。これを来年度以降活用していけるように進めていきたいと思っています。

資料5ですが、28年度と29年度の小学校、中学校別で、各学校がどのようにこの調査を活用しているかということを示した一覧表です。学力向上のためにこうした全国調査の問題を全教職員が解いて、調査問題の趣旨等について確認したという割合、小学校では半分以上の学校で行われており、調査実施後に独自で採点したり、分析する学校も半分近くに増えています。ただ、国の調査結果が返ってくるのを待って分析する学校も相変わらず多い状況ですが、平成30年度からはこれまで秋にならないと返ってこなかった全国調査の結果が、7月末には返ってくるというような情報も入っていますので、平成30年度は、これまで県でやっていた抽出調査は行わずに、この7月の全国調査結果を元にしながら、夏休み以降に分析や研修等を行っていく計画でいるところです。以上です。

### 報告事項カ 「地域と共に創るとっとり人権教育事業」の成果と今後の取組について

## ○影山人権教育課長

「地域と共に創るとっとり人権教育事業」の成果と今後の取組についてです。まず、この事業の目的は、人権教育の課題の中でも、いじめ防止に焦点を当て、学校での取組みだけではなく、家庭でもいじめ防止の理解が広がるよう PTA 研修を行うとともに、地域で人権教育を推進していく人材育成にも取組んだところできたところでした。これを連携させて、地域として、いじめ防止が広がるように取り組んでいく事業となります。学習の手法としては参加型学習を取り入れており、そのための学習プログラム集を作っております。3年間の継続事業として、平成27年度から29年度に実施しているものです。

事業の成果ですが、プログラム作成協力校として、岩美北小学校、上灘小学校、箕蚊屋小学校、鳥取市立西中学校、米子市立後藤ヶ丘中学校の5校にご協力いただき、事業報告を提出いただいて主な成果をここに掲げております。一つ目ですが、児童生徒が主体的に学習に取り組んで全員参加の授業のあり方について基本的な考え方を学ぶことができたですとか、ペア・グループ学習等、関わり合う学習形態を意図的に仕組んだことで、学習を通じてより良い関係づくりの構築につながったですとか、温かい雰囲気の中で授業が進むことで人間関係づくりに効果があったといった報告がなされています。更に、保護者とともに、いじめ問題を正面から考えを発信する機会が持てたということで、特徴的な取組みとしては、上灘小学校ですが、まず PTA 研修でこのいじめ防止のプログラムを使った研修会を行い、その後に学校の参観日の授業で、児童に対してこのプログラムを使った学習をして、最後に児童に対して「家庭で、いじめについて話し合う」ということを宿題として出したということがあり、同じいじめ防止の学習について子どもと親が学び合って、更に家庭で話し合うという実践を行ったという事例がありました。

それから、学校におけるいじめ防止等の取組みを保護者が理解し、学校と家庭、地域の連携や共同の意識が徐々に高まったということで、特徴的な取組みとしては、岩美北小学校ですが、PTA 研修で学ばれたことや気づかれたことを元に、各家庭でいじめを許さない「わが家ルール」を話し合ってもらい、それを各家庭の人権カレンダーのおもて部分に「わが家ルール」を大きく書いてそれを持ち帰っていただく、こういった取組みを行っています。

それから「人権教育プログラム集、学校教育編、社会教育編」ですが、これは3年間に作成したプログラムの中から厳選して学校教育編と社会教育編のプログラムをまとめてあります。学校教育編については、学校で教科等の学習で教師がこれを見て授業できるような形にしていますし、社会教育編については、PTA 研修でファシリテーターの方を起点にして、これを元にして人権教育の研修ができるようにしています。学校教育編と社会教育編を学校で関連づけて取り組むこと等により、これを元にして家庭で話し合ったり、学びの交流ができるような形になっています。例えば、このプログラム集の最初のページですが、「人権教育プログラムの活用に当たって」ということで、学校教育編で、ラージAからラージEまで、社会教育編でスモールaからスモールeまであり、それがラージAとスモールaとを対象としていて、ラージAは「一緒に考えよう」という親の見方、スモールaは「子どもの気持ちに向き合う上で大切にしたこと」で、基本的には同じ題材を使って、子ども用と保護者用というプログラムをやっており、それぞれ子どもと親が学習して、これを題材にして家庭で話し合うといったことができるような形にプログラムを作っています。このプログラム集については、小学校と特別支援学校に2冊ずつ配付するとともに、人権教育課のホームページにも掲載して、ダウンロードできるようにしたいと思います。今後の取組みとしては、このプ

プログラム集を活用して、学校・家庭・地域が連携していじめ防止に取り組むことを県内に普及していこうと考えていますし、年度当初の学校の人権教育主任の会では、この学校教育編のプログラムを先生が具体的に使えるように、模擬的な授業をその会議の場で実践したりして紹介していきたいと思っています。以上です。

## 報告事項キ 国史跡青谷上寺地遺跡整備計画の検討状況について

### ○片山文化財課長

青谷上寺地遺跡については、実は平成21年度に整備活用基本計画というものを策定したんですけれども、その後の調査研究・成果や新たな手法を反映して整備を行うため、既存の計画を詳細化して基本設計につなげていこうということで、平成28年度から「とっとり弥生の王国調査整備活用委員会」と附属機関の中に考古学・史跡整備・芸術文化等を専門とする委員及び公募委員からなる整備活用部会を設置して検討を進めているところです。この部会を3月11日に開催し、概ねの方向性が出ましたので、報告させていただくものです。

まず、整備活用のポイントとしては、「とっとり弥生の王国」ということで、妻木晩田遺跡とともに、山陰の弥生文化の情報発信ということ、それから「弥生時代の真実にせまる」ということで、ここでは人骨の、しかも殺傷痕のある人骨がかなり出土したということから魏志倭人伝が示している「倭国大乱」を示すものではないかと考えられるということがあります。そういった出土品を整理して、弥生時代の本物に感動ということ、弥生文化の到達点にある優れた出土品、特に木製品に優れたものがたくさん出土していますので、こういったものを展示・活用していくということ、それから、「弥生文化を学ぶ」ということで特色ある遺物や遺構をもとに弥生の生活や技術を体感してもらい、あるいは、「地域とともに整備・活用」ということで、地域振興の場としても活用したいということ考えています。

ゾーニング案ということでA3の地図を載せておりますが、まず、「古代エリア」で、これは弥生時代よりもっと新しい時代になるんですけれども、少し東のほうに青谷横木遺跡、昨年、板絵が出土しましたけれども、青谷遺跡・横木遺跡の情報を交えまして、古代山陰道などを合わせたエリアをつくっていこう。この地図でいきますと真ん中左側辺りのエリア。それから『弥生エリア』ということで、これを幾つかに分けて、**「集落エリア」**は、遺跡の中心であろうと思われるところ、**「ものづくりエリア」**は、木製品、骨を使った楽器、玉類を加工したと思われるので、そういったものづくり体験ができるエリア、**「倭国大乱展示エリア」**は、大量の殺傷痕のある人骨が出土した地点での発掘状況が見せられるような場所、それから高速道路から南側になりますが、**湿地エリア**は、弥生時代の湿地環境を再現して弥生時代の**「湿地エリア」**として活用したい。それから、体験水田、イベント広場といったものを設けていくエリア分けを考えております。それからもう一つ**「エントランスエリア」**としていますが、ここは駐車場、ガイダンス施設、出土品の収蔵展示施設を整備したいと考えていますが、これが史跡指定地の中でこういった大きな建物を整備することは認められませんので、この赤い枠で囲った外側に土地を求めてエントランスエリアを整備しますが、まだその位置は現時点で決まっていない状況です。

3月11日の整備活用部会ですが、現在も毎年新たな発掘調査の結果が得られており、今後も調査を続けることから、その成果を順次反映させていくための発展・更新型の整備を行

っていききたいということ、それから、青谷上寺地遺跡と海との関係性を表現していききたい、これは、地図にもものづくりエリアとか、集落エリアとか書いていますが、この辺りに当時の入り江、海岸線があったのではないかと推測されています。こういったものも、これから調査していこうと思っていますが、そういったものがもし確認ができれば、それが分かるように工夫したいということです。それから史跡全体でデザインを統一するなど、景観に配慮したいというような御意見です。

今後の予定ですが、平成30年度に基本計画の最終調整と、できれば基本設計までいきたい。そして、31年度以降に工区を分けて実施設計・工事を段階的に実施し、完成した工区から随時公開するという進めていきたいと考えております。以上です。

○中島委員長

まず、報告事項のオ、カ、キですが、いかがですか。

○鱸委員

人権教育授業の中で、子どもたちが勉強するのは、これは今後、道徳の中でやるんですか。

○影山人権教育課長

道徳とか、学級活動で行うことになります。

○中島委員長

やっぱり、内容よりも進め方がすごく大事だなと。先生方にどのように子どもたちに伝えてもらうかです。正しいことを正しく教えても「みんな知ってるわ」と言われてしまいますから。

○影山人権教育課長

PTA 研修については、ファシリテーターを派遣しますので、その方にやっていただければ。確かに先生方には「これを見てやってください」となっていますので、おっしゃるとおりです。

○山本教育長

今後の新学習指導要領の目指す教員の役割的なものとして、このファシリテーター的な役割をしなくてはいけなくなってきました。これだけではなくて、全般的にそういう力が求められています。

○中島委員長

教えるんじゃなくて、考えさせるということですね。

○山本教育長

いろんな意見を引き出して。

○鱸委員

プログラムというのは、例えば参加型のワークショップ形式なんかで、そのワークショップの中にファシリテーターがぐるっと回って、ワークショップの進行を進めるという形ですか？

○影山人権教育課長  
そうですね。

○鱸委員  
意見は出ますか？

○影山人権教育課長  
PTA 研修に何回も行きましたが、熱くなって、90分ぐらいの枠でやるんですけども、進行をうまくやらないとはみ出してしまいうくらい、意見が出ます。

○鱸委員  
それは、いくつかグループに分けて、やってるわけですか。

○影山人権教育課長  
そうです。参加者の人数に応じて、グループの数を決めて。4人から5人のグループをつくって、やるのが一番いいです。

○鱸委員  
それぞれのグループはまとめの発表とか。「我々は、こう考えた」というような、やり方なんでしょうか。

○影山人権教育課長  
それはいろいろでして、全体で発表する場合がありますし、グループ内で完結して、他のグループはギャラリーウォークという形で、見て回って「これがいいね」というシールを貼ってというような形のものもあります。全体発表はみんなが同じ内容になりがちですので、代表が発表するといった工夫もあります。

○中島委員長  
どんどんやっていただいて、お願いしたいと思います。  
青谷上寺地遺跡ですけど、これの予算はもう付いているんですか。

○山本教育長  
はい、設計の予算を。

○中島委員長  
トータルでどれぐらいの予算規模でやるんですか。

○片山文化財課長

整備全体では、ある程度の場所が決まる必要がありますが、赤い枠の外側のエントランスエリアの位置を固めると、だいたいの規模が決まりますので、そこで出していこうかと。もう暫くお待ちいただく状態です。同じではありませんが、むきばんだ史跡公園の場合は、10数年の時間をかけて、10数億円の整備費用といったところです。

○若原委員

このエリアには住宅はないんですか。

○片山文化財課長

史跡の範囲内にはまだ住宅はあります。集落エリアといわれるところには、まだ住んでいらっしゃる方もありますが、ここは交渉して、ほぼ県が取得する形になっていきます。ただ、やはりどうしても、ちょっと中の白抜きになっているところは、どうしても史跡指定自体に御同意いただけなかった方がいらっしゃるの、またこの塗っている場所の方についても移転はしたくないという方も若干いらっしゃるという状況で、その辺りは交渉を続けていって、移転されてから整備していくこととなりますので、後の方になります。それからもう一つはこの辺が発掘すると一番、埋蔵物が出てくる。今後の調査も移転が済んだ後にやっていきたいと考えています。この辺りの整備が最後になるかと思われま。

○中島委員長

妻木晩田で年間どれぐらいの利用者がありますでしょうか。

○片山文化財課長

はっきりとした資料を持っていませんが、3~4万人くらいだったかと。

○中島委員長

今、県立美術館を整備する動きをしていますけれど、県外の人から見ると、妻木晩田とかこういう史跡は、ここにしかないの、来る価値があると思うんですよね。ところが、今、青谷でどんな感じで展示しているかという、けっこう地味な展示をしまして「これでは人は普通来ないでしょう」という感じの展示になっています。しっかりと全体的に、研究的な価値とか、学術的な価値とか、史跡としての価値をしっかりと出しつつ、それこそいろんな人が興味を持って集まって来れるような場所にするという、全体的にしっかりと打ち出しているという感じがもっとあったらいいんじゃないかなと思うんです。基本計画になっているというんだけど、このまま地味にいくのかと思うと、すごくもったいない気がします。

○片山文化財課長

最終的にトータルプランでは、これが目玉ですよと、出せるようにしていかなければいけません。その中で今想定しているのが、「倭国大乱」ではなかったかと思われる大量の人骨が出たところも、その発掘状況をどう見せていくかということの一つ目玉になるかと。それ以外にも貴重な意見をいただいていますので、いろいろと考えていこうかと。

あと、むきばんだ史跡との関連性にも絡めていこうと考えています。

○中島委員長

整備活用のポイントで5点が挙がっていますが、もう一つこれの上位概念として、遺跡と今の私たちの暮らしのつながりだとか、日本全国の中にある価値とかいうことを分かりやすく伝える概念がもう一つ無いと、あんまり一般的にならないんじゃないかという気がするんですよね。それもやり、妻木晩田もやり、美術館の廃寺跡などをうまくコンセプトとしてつないでいくようにすると、シナジー効果が出てくるような気がするんですけれども。

○片山文化財課長

この両遺跡に限らず、県内の歴史を感じさせるもの、むきばんだ史跡の近くには上淀廃寺ですとか、青谷にしても上寺地だけでなく、近くにある横木遺跡からも結構、貴重なものが出ています。それから、もっと言えば時代のカバーを広くとれば東部地域の池田家墓所とかもありますし、麒麟獅子もあります。そういった歴史を感じるものを発信していくというトータルでの構想みたいなものも、それはそれで打ち出した上でしていく必要があるかなとは思っています。

○若原委員

星取県みたいに、県全体が古代遺跡の宝庫みたいな感じで、どこを掘ってもなにか出そうな鳥取県のような。全体のイメージがいいネーミングで。

○中島委員長

歴史的な遺物の中で暮らしているみたいな、あるだけじゃなくて、それが今とつながっているんだというイメージが、なんか出てくるといいんですが。

○坂本委員

そのほか、智頭の縄文土器とかは混ぜられないんでしょうか。あれもすごい貴重ですから。

○片山文化財課長

智頭の縄文土器は先日、保護文化財指定させていただきました。いろいろとありますので、トータルで示していければ良いと考えています。星取県ほどいけるかどうか分かりませんが。

○山本教育長

利活用が、教育委員会側は下手でして、そこを上手に考えていかないといけないということで、来年度は観光部局と文化財の職員とで兼務をかけて、ちょっと観光利用の面からいろんなアドバイスをいただいたりするようなことも含めて、全県トータルで文化財の利活用を打ち出したいと考えています。

○若原委員

青谷は今はまだ仮設みたいな展示でしょう。

○中島委員長

整備活用部会の期間はどれぐらいなんですか。

○片山文化財課長

基本的には2年です。

○中島委員長

では、当初の構想で思われていた活用全体の在り方と、今なんとなく時代的に求められてきている活用の在り方におそらくズレが出てきちゃっているので、若干、委員の方とかも代わってもらいつつ、ちょっと違った見方が出来る人が入った方がいいのかなという気もしますけれど。

○片山文化財課長

委員長がおっしゃるとおりでして、本年度の部会の中に、この委員の方にプラスアルファで、観光や情報発信のできるマスコミ関係の方とかをアドバイザー的に加えられるように予算措置したところです。

○中島委員長

全体のコンセプトをもう一段、一般ユーザー向けに本質を損なわずに楽しく、ワクワクするというコンセプトが一段入ったほうがいい気がしますね。すごくポテンシャルがあると思うので、是非よろしくをお願いします。

では、ほかの報告事項については説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。  
(委員同意の声。)

では、以上で報告事項を終わります。

### 3 協議事項

#### 協議事項1 鳥取県立美術館整備基本計画中間まとめについて

○田中理事監兼博物館長

これまでも折々で協議をさせていただいていた県立美術館の整備基本計画の中間まとめ案ということで、お示しをしたいと考えておりますが、まずパブリックコメントについてです。今回2月23日から3月13日までパブリックコメントを募集していました。応募者は34名から101件あり、この種のパブリックコメントとしては、大変多くの方からたくさんのご意見をいただき、その関心の高さということを改めて感じました。主な意見とその対応方針ということで記載しています。これは後で説明する基本計画の章立てに沿って、それに該当するような意見はどんな意見があったかということと、それへの対応方針という形で記載しています。

まず、第2章のところで、目的やコンセプトの関係が6件ありました。基本的にはいろいろ考えて作ってあって評価できるといったようなこと、一方で、いろんなことが書き過ぎてあって、当たり障りなくそつなくまとまっているといった相反するような意見が多かったかという印象です。これに対しては、総論的には否定されているものではないということだと思っておりますので、前向きに受けとめ、対応方針としては、そこに記載がありますように、しっかりとそういう意見を踏まえて取り組んでいきたい、といったお示ししている基本軸はぶらさないつもりでの対応方針にしたいと考えております。

3章の部分です。収蔵作品、あるいは展示用作品を充実していくという観点で、例えば一つ目の国宝級・重要文化財級の美術品の収蔵であるとか、あるいは逆に鳥取県生まれの作家

のコーナーを設置してほしいとか、あるいは企画展を中心にして、コレクションの方はそんなに重視しなくてもいいんじゃないとか、また、様々な展示の中の考え方で、親子で楽しめる日の設定であるとか、幼稚園児から大人までの作品展の開催であるとか、音声ガイド等の作品を鑑賞する上でのいろいろなサービスを提供してほしいとか、漫画関係の展示はしなくてもよいといったようなこと等、様々です。どれも一つの意見ではありますが、やはり、地方の県立、公立美術館として、県民の様々なニーズに応えていくということでも、総花的となつてはいけないということもありますが、方や、あえて総花的な要素というのもやっぱり大事ではないかと思っていますので、これらの意見の多くは大抵どこかの部分では飲み込んでいる部分だろうと思います。そういうことをしっかりと踏まえて対応方針としています。

次ですが、教育普及の関係、地域・県民との連携の関係ですが、いろんなワークショップを随時開催してほしいですか、あるいは幼稚園児や保育園児も全員招待してはどうかとか、逆に少し批判的というか誤解を招いているというか、美術ラーニングセンター（仮称）は教育センターとどう違うのか、とか、かなり否定的に書いておられることがあったりしまして、ちょっと誤解だろうなということで、教育センターとは機能役割が違うということを書かせていただいております。それから、ワークショッププログラムは元々いろんな展開を想定しておりますので、そういったご意見に沿ったものではないかなとも思っています。また、地域との連携との関係も美術館を支える方々のネットワークづくりで、いろんなサポーター制度を想定しておりますので、それも飲み込んで対応するのかなと思います。

次に4章目の施設整備計画の関係です。ここの部分の意見がやはり一番多かったかなと思います。県外からの集客ということも考えれば、やはり美術館としての建物の特異性とか周辺との関係で特色を出すべきだといったようなこと、逆に、建物だけで集客はできないので、平凡なコスト安なものにすべきであるという、小規模であまりお金を掛けないものにするべきといった意見、あるいは、基本構想のモデルからいって、少し面積が小さくなったのはなぜかといったことを説明してほしいといった意見、収蔵スペースをしっかりと確保、ボランティア活動室を設けてほしいといったような意見がありました。また、少し変わったところでは、生け花専用の部屋を設けてほしいというのが出まして、生け花展をやれるようにしてほしいという意見ですけれども、そのような様々なこれだけたくさんの観点からのニーズと言いますか、望むものがあるんだなと思っています。正直、相反する意見もありますけれども、やはりトータルに美術館であるということも、デザイン性、意匠性ということでの配慮というものは必要なんだろうなと思っています、そのためにどのようなことができるかということの基本計画の中にも書き込んでいますし、今後PFIの手法ということを考えていく中でも、そういう観点を大事にしていきたいといったことを考えているところです。その他、様々な取り組みを想定しておりますので、概ね取り入れているかなと思います。ただ、生け花専用部屋については対応できないとしています。博物館ですから、カビとか害虫を最も嫌いますが、生け花はそれの最たる原因となりますので、ちょっとそこだけはさすがに承服できないということでした。敷地の利用計画の関係で周辺施設とのタイアップによる集客とか、バス等の利便性の向上、基本計画の中でも十分意識している部分ですので、基本的には対応を考えて参りたいと思います。

なお、整備費用の部分で、民間活用や活力の導入とか、コスト削減でPFIの導入とか、逆にPFI導入で平凡な美術館ができてしまうことを懸念するといったような、これも少し相反するような意見ですけれども、県全体で公共建築の指針を踏まえて検討していくということがまずありますので、PFIの可能性ということは検討すべきだろうと思いますし、先程、青

谷上寺地遺跡のこともありましたけれども、ああいうものも検討していかなければいけないだろうと思いますので、そこは外せないことだろうと思っています。

それから5章で、組織体制、職員等のスタッフの関係ですけれども、これも外部からの館長や学芸員を招聘してはどうかとか、あるいは県民に開かれたマインドを持った学芸員といったようなことがあります。この辺も正直、基本計画の段階ではなく次の段階だと私は整理していますけれども、意識していくべきことだろうと思っています。

それから利用促進策でも幾つか意見をいただいています。いろんな周辺との連携といったこととか、外国人観光客の集客に向けたアプローチというようなこともあるということで、その辺りの御意見に対しては少し言葉として対応するように明記を加えたいと思っています。

今後のスケジュールという部分で、特定の人、文化団体に限定せず、広く県民から意見集約することが大切であるといったようなこと、あるいは進捗状況が目に見えるということが大切であるといったようなこともあります。これはこれまでの我々が取り組んできたスタンスですので、そういうところも想定していますし、今後もしっかり取り組んで参りたいといったようなことで、最低のことがある程度我々としては折り込んでいるかなと思っています。言葉として反映させていただいたのは、そう多くはありませんでしたが、非常に前向きな御指摘と御意見をいただいたと理解しています。

そういうことも踏まえて、基本計画の中間まとめ案の資料をご覧いただきたいと思います。これは2月に開いたアドバイザー委員会、それから教育委員会の中での議論、それから県議会での質問があった場面での議論、それからパブリックコメント、そういうものも踏まえて、これまでお示ししたのものから、少し書き加えたり、修正したりした部分を赤字で書き加えていますので、その部分を中心に説明させていただきます。アドバイザー委員会で、様々な御意見、御助言をいただいたんですが、PFIの導入のことについて、少し慎重な意見もあったりしました。それから美術館としてデザイン性を大切にしてほしいといったようなこともありましたので、そういうことについて少し書き加えています。それから基本計画は、今年度内に一旦策定を終えるといった形で説明していましたが、PFIの導入可能性調査に手間取っているところもありまして、ここへの反映が間に合わないものですから、基本計画の最終的なことについては、調査結果報告を受けて、知事部局の県有施設の資産の有効活用戦略会議というところで、整備手法とか、運営手法の決定をするという役割分担がありますので、その結果も踏まえて、最終的な基本計画として策定をしたいとしています。この3月末の段階では中間取りまとめといったような形で、ひとまずの締めをさせていただき、今日の説明でまた御意見もいただいて、その修正も加え、それから来週、県議会の常任委員会が出た意見等を踏まえて、最終的には必要な修正をして、教育長の臨時代理で決裁を採り、今年度末でのひとまず中間まとめという形にさせていただきたいと思っています。

続いて5頁であります。赤い字で「学び」「楽しみ」と書いております。これは県議会の中の議論で、こういうコンセプトの部分で「学ぶ」であるとか、「楽しむ」であるといった文言についても、大きな考え方として入れておくべきではないかという御指摘がありました。委員長にも答弁していただき、そのこと自体については肯定するものですので、そういう要素を入れさせていただいています。この「学び」であるとか、「楽しみ」というのは、ほかに細かいところでも少し書き加えております。例えば、15頁のところから赤字で「楽しみ」とか「楽しめ」とか、あるいは「楽しい」とか書いてありますが、我々の中では「学ぶ」であるとか、「楽しむ」ということは、十分要素としては入れてきているつもりでありますけれども、あえて言葉として、もう少し丁寧に書き加えるという観点で「楽しい」とか、

「楽しむ」という言葉を加えさせていただきました。逆にちょっと加え過ぎかなという部分もあるかもしれませんが、そこはちょっとご意見いただきたいと思います。

16頁、→の三つ目で、小学生を招待して美術館に訪れていただくことで、そこで「学ぶ、楽しむ」ということを大事にするという意味で、言葉を入れております。

17頁ですが、アドバイザー委員会の美術関係者・創造表現者の方からの意見の中で、活動者がワクワクして美術館に関われる、あるいは美術館に支援してもらっているといった姿のある美術館で、ここで県民による創作活動の発表の場とするというだけではなくて、発表とか情報発信の機会として、美術館が存在し、そういう活躍の場の活用に美術館が関わっていくというようなところを少し強く打ち出したいなと思い、そういう記述に修正させていただきます。

それから、18・19頁ですが、美術ラーニングセンター（仮称）の取り組みの柱という中で、学校現場の教育への支援という形のことがありまして、議会の議論の中で、教育の支援という部分について全体を通して、美術の普及ですとか教育活動への実践であるとかという展開ということがあるべきじゃないか、ということもありました。そういう要素も十分含んでいるつもりではありましたけれども、少し分かりやすくそこを表現しようということで、普及実践、それから、美術ラーニングセンター（仮称）の教育支援のところについても普及実践という言葉を書き加えております。

それから27頁の2の敷地利用計画等というところに赤字で書き加えています。それは先般教育委員会の議論の中で坂本委員から、気候やいろんな方々の利用しやすい観点でという御意見がありまして、いろんなところから美術館にアプローチがしやすいお年寄りも子どもも障がいのある方も皆が利用できる施設という御意見でしたので、こういう表現を書き加えたところです。

それから31頁、県議会の質問の中で、年間パスポートのようなものを作ってはどうかといったような御指摘もありました。他の公立美術館でも取り組んだりしていますし、利用促進を図るためには全く否定をする視点ではありませんので、その点についても書き加えています。県内外との美術館との連携やミュージアムパスのことについても書かせていただきました。

また、目標設定と評価ということで、今回、議会の質問の中でも社会教育施設として単に入館者数とか観光客の入り込みだといったような定量的な評価だけが美術館の評価とすることについていかがなものかといったような御指摘もあり、委員長も「誠にそのとおりである」といったような答弁もいただきました。我々としても社会教育施設としての評価というのはやはり、例えば利用者の方の満足であるとか、子どもたちが利用することによっての変容であるとか、なかなかエビデンスを正しく表現するのはなかなか難しい部分はあるんですけども、やはりそういう定量評価ではなくて、定性的な評価あるいは目標というところに重点を置くということが大事じゃないかなという観点でいるところです。元々はそこに収入額とか、利用者数といったことが、博物館課題検討委員会の中で、こういう言葉があったんですけども、そのことだけではなくて定性的な目標も含めて検討していきたいという形での修正を書き加えています。

それから最後、35頁で、県外や海外も含めた広報展開も見据えてといったような修正も加えて、中間まとめという形で示させていただければと思っております。御意見をいただければ、更に修正を加えます。以上で説明を終わります。

○坂本委員

質問です。17頁の下から三つ目ぐらいのユニークベニュー (Unique Venue) ってどういうことですか。

○田中理事監兼博物館長

ユニークベニューというのは、「特別な場所」という意味なんですけれども、美術館・博物館の施設を使って、例えば結婚式をやったり、オープニングの式典をやったりとか、会議をやったりとか、本来、美術館・博物館でない違う使い方をするといったような使い方をユニークベニューという言い方で、博物館・美術館の世界では言います。例えば、迎賓館を使ってイベントを開催といったような展開のことを言います。

○中島委員長

このあいだ、私、議会で話ししていてふと思ったんですけど、やっぱり鳥取県の中心にあって、鳥取県全体から人々が集まれるような、という感じの広場というような、鳥取県の真ん中にいろんな人が集まって、いろんな感じ方や考え方の交換ができたりする広場のような場所というような言い方というのが、今の中にも十分入っているとは思いますが、そういう言い方を一言入れておいた方が、倉吉で作るといふことの積極的な意味合いが出ていいのかなという気がします。

○田中理事監兼博物館長

どこに入れたらよいか、ちょっと考えるんですけども。

○若原委員

周辺の施設と連携して、あそこを一大何とかゾーンにして、全県から来れるような、利用できるような施設に考えていくというような。あそこは美術館だけでは無理なので、そこら一带をそういう場所にして。

○中島委員長

概念的なところに、若干ポコッと入っておればいいなと思うんですけど。

○田中理事監兼博物館長

そういう意味では、5頁の第2章のコンセプトの冒頭3行のところに、「また、鳥取県の中心に位置する倉吉にあって、鳥取県全体の県民が集まれる広場という意味での存在として、十分機能するよう果たしていくものである」といったようなことでしょうか。

○若原委員

パブリックコメントに、どこか中部の活性化だけにつなげているような、という記載がありました。

○田中理事監兼博物館長

決して、倉吉のためにだけにやっているわけじゃないということは常々言ってあります。

○中島委員長

あと、美術ラーニングセンター（仮称）は、学芸員の方にもご意見を伺いたいとも思うんですけど、どうしても今、学芸員の方が考えられると、美術教育ということ、美術学習中心になりがちですけれど、やっぱり他者理解、いろいろな人とのコミュニケーションを通じてのメタ認知とか他者理解、これからの時代に求められる他者との協働ということのトレーニングをする場所であるというような横展開ですよね。あるいは他教科への展開ということを少しは書いておいた方がいいのかなという気はします。18頁、19頁辺り、もうちょっとこの辺がそれを包含していますといったような。

それ以外では、必要なポイントはかなり入ってきた気がします。

○若原委員

県内には美術系の大学、美術教員を養成する学部はないですね。

○中島委員長

鳥取大学が教員養成で全くその機能は持ってないとは言えないですけど、昔に比べたら随分落ちています。

○若原委員

大学との連携という視点も少しあってもいいのかなと思いますが。

○田中理事監兼博物館長

鳥取短大に「デザインを学ぶ」という講座を持つ担当教授がいたりしますので、科目的にはあったりするのかなと思います。鳥大にも芸術センターがありますから、その分野の教授がいらっしゃるといえば、いらっしゃいます。

○若原委員

学生のインターンシップとか、学芸資格を取るのにどうしても実習が必要ですから。それから、美術ラーニングセンターでも、やっぱり美術専攻の学生が子どもたちと色々な学びをしたら面白いなと思うんですけど。

○中島委員長

青山学院大学と鳥取県で協定を結ぶという流れの中で、そういう学生のインターンを来させるとか、都内の美術系の大学生を来させるみたいな流れを作って、それで人材育成も鳥取県に居る人に対しても人材育成をしていくということが、人の交流も含めて行えたらいいなと思いますけど。

○田中理事監兼博物館長

今でも博物館、まさに美術系のアウトリーチで武蔵野美術大学と連携して、あそこは旅するムサビといって、ムサビの学生が町に出てきて、実際公立学校に入って授業に関わってるんです。大山町で何年かやったりしています。そこを何か心の中で、それらしいことを表現するという事かなと思いました。引き続きそれは例の美術ラーニングセンター（仮称）の

中で、いろんなコンテンツを検証などで大学に関わってもらおうというふうにしていますので、確かに高等教育機関との部分というのはちょっと表現しきれてないかなあと。

○中島委員長

ちょっと、のりしろになるような言葉を入れておいたらどうでしょうか。

○若原委員

京都造形芸術大の理事長が島根県、隠岐の島出身の人ですね。徳山先生。

○佐伯委員

学生さんとの触れ合いは、すごくいいと思いました。身近というかモデルというか「ああ、こういうことに関心があって、こんなことをしていらっしゃるんだ」ということを知ると、自分も関心があることは、こんなふうになっていくんだということがイメージしやすいと思って。学芸員の方はプロでやっておられるけれども、そこの一步前というか、そういうことを熱心に関心を持って取り組んでいる人の話を聞きながら、一緒に美術館を回ったり、作品を見たりするのは、子どもたちにとってすごくいいことだと。

○田中理事監兼博物館長

それでは、今指摘があった部分の該当相当部分をちょっと加筆して、皆様にメールでお返しします。それでももう少しとかあれば、それを踏まえて修正した上で最終的なものにします。

○中島委員長

その他ではいかがでしょうか。

○佐伯委員

すみません。高校による通級教室がこれから始まるので、また時々経過とかを教えてください。ただければいいなと思います。

それから、報告事項ケ 特別支援学校の平成30年度の募集状況という1枚ものが入っていたんですけど、だいたい例年これぐらいの生徒の数でしょうか。また、教えてください。

○中島委員長

県立高校の全般の志願者の状況も教えていただきたいですね。

○山本教育長

これから再募集があるので、最終的にはそれが終わってからです。

○中島委員長

では、終了としたいと思います。今回は、4月18日、新体制での教育委員会です。ご起立ください。これで教育委員会終了といたします。お疲れ様でした。